

鳥取県立倉吉西高等学校セミナーハウス管理運営規定

(趣旨)

1 この規定は鳥取県立倉吉西高等学校セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の施設・設備の使用及び管理・運営について必要な事項を定める。

(使用目的)

2 セミナーハウスは、原則として中部地区高等学校の宿泊を伴う集団生活を通して、心身の鍛練、自主・共同・実践の態度を養成することを目的とする。この目的達成のため次の各号に関して使用する。

(1) 学習指導、及び生徒指導に関すること。

(2) 特別活動に関すること。

(3) 前2号にかかげる他、校長が適当と認める活動に関すること。

(使用範囲)

3 セミナーハウスを使用することができる者は、高等学校生徒及び教員並びに校長が特に許可する者とする。

(使用の手続き)

4 セミナーハウスの使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を校長に提出しなければならない。

(使用の許可)

5 校長は前項の使用許可申請書の提出があった場合において、使用を適当と認める時は使用許可書を交付する。

(使用の取り消し)

6 校長は前項の使用許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消すことができる。

(1) セミナーハウス使用細則に違反したとき。

(2) 施設の管理上、支障があると認めたとき。

(3) 校長の指示に従わないとき。

(使用料)

7 この規定に基づく、セミナーハウスの施設・設備の使用については無料とする。ただし、宿泊研修に要する光熱水費、食費等については使用者の負担とする。

(運営委員会)

8 セミナーハウスの円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」とい

う。)を設置する。

(1) 委員会の構成は委員長、副委員長1名、委員若干名とする。

(2) 委員長は校長とする。

(3) 副委員長、委員は校長が委嘱する。

(4) 委員会は主として次のことを処理する。

(イ) 使用に関する企画、運営及び調整に関すること。

(ロ) セミナーハウスの保全及び管理に関すること。

(ハ) その他運営に関すること。

(管理指導)

9 セミナーハウスの施設・設備の管理は校長が負う。使用期間中における生徒の指導及び施設の保全については指導者が当たる。なお、研修終了時には使用報告書を校長に提出しなければならない。

(弁償)

10 使用者は故意または過失により、施設または機械・器具を亡失し、又は損傷したときはこれを補填、若しくは修理し、又は費用をもって、その損害を弁償しなければならない。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償の全部、又は一部を免除することができる。

(その他)

11 この規定に定めるもののほか、セミナーハウスに関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は平成4年4月1日から施行する。